

市第12号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年3月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表中

横浜市立鶴見工業高等学校

を

横浜市立鶴見工業高等学校

横浜市立横浜サイエンス
フロンティア高等学校

に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校を設置するため、横浜市立学校条例の一部を改正したいので提案する。